

保護者のみなさまへ

就学援助制度のお知らせ

静岡市教育委員会

静岡市では、お子さんを小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費・給食費などの一部を援助する制度を設けています。

援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただき、各小・中学校へお申し込みください。

1 就学援助を受けることができる方

静岡市に居住し、公立小・中学校に通うお子さんがいる保護者のうち次の(1)または(2)に該当する方

(1)生活保護を受けている方

(2)経済的にお困りの方で、同居の家族全員の年間収入の合計額から社会保険料等を引いた額が、市が定める認定基準以下の方

注1：世帯分離していても、同じ住居で生活している場合は同居家族となり収入の合計額に含めます。

注2：同居の家族の収入には、児童扶養手当、障害者関係手当、他の親族からの援助、養育費、単身赴任中の保護者の収入、その他手当金等を含みます。

<認定基準となる収入の目安額（年額）>

※この金額は目安です。家族の年齢構成、収入の種類などにより認定基準となる金額が変わります。この目安額を超えていても認定される場合や目安額以内でも認定されない場合がありますので、ご了承ください。

区分	同居家族人員	2人	3人	4人	5人	6人
持ち家の場合 で	事業所得の場合	約190万円	約240万円	約270万円	約320万円	約370万円
	給与収入の場合	約220万円	約280万円	約320万円	約380万円	約430万円
賃貸住宅の場合 で	事業所得の場合	約260万円	約320万円	約350万円	約400万円	約450万円
	給与収入の場合	約300万円	約370万円	約410万円	約470万円	約520万円

※同居家族人員とは、収入の有無に関わらず、お子さんや同居されている祖父母等を含めた人数です。

※事業所得とは、総収入から必要経費を引いた後の金額、給与収入とは、源泉徴収票の「支払金額」欄の金額です。

※以前から継続して就学援助を受けている方が現年度の認定基準で不認定となった場合、最初に認定された時点の認定基準を用いて再審査します。

2 援助の種類と支給予定額(年額)

※金額は予定です。変更する場合があります。

費目	準要保護(生活保護でない方)		要保護(生活保護の方)	
	小学校	中学校	小学校・中学校	
入学準備金 (入学前及び4月認定の新1年生のみ)	54,060円	63,000円	/	
学用品費	11,630円	22,730円		
通学用品費(1年生以外)	2,270円	2,270円		
校外活動費 (交通費・見学科)	宿泊なし	上限1,600円		上限2,310円
	宿泊あり	上限3,690円		上限6,210円
通学費	定期券購入費相当額			
学校給食費	給食費負担分			
体育実技用具 (部活動は対象外)		柔道着購入費 上限7,650円		
修学旅行費	全参加者が一律に負担する経費 ※小・中を通じてそれぞれ1回			
医療費 (対象疾病の治療費)	<対象疾病> むし歯、慢性副鼻腔炎(ちくのう症)、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬、膿痂疹(とびひ)、トラコーマ			

注1：年度の途中で認定された場合は、表に記載の年額の月割額を援助します。

注2：「通学費」は、バス・電車通学をする者(指定校変更をしている場合を除きます)のうち、片道の通学距離が小学校4km、中学校は6km以上の者が支給の対象となります。また特別支援学級に在籍する方等も支給の対象となります。

3 申請期間 ～各学校の提出期限までに申請書類を提出してください～

・令和5年4月下旬～5月末日（7月末日まで随時受け付けます。以後は申請月からの認定となります）

※令和5年4月からの申請を希望する方は、4月申請が必要です。当初（7月）申請とは別に、4月末日までに4月申請をしてください。（提出された月が認定開始月となります）

※新1年生で入学前に準備金を受けた方は4月～6月認定者です。

入学前に準備金を受けていない方については4月申請が必要です。入学準備金の支給対象は4月申請者に限ります。

4 申請方法

- (1) 申請書は小・中学校に備えてあります。必要書類をそろえてお子さんの通学している学校へ申請してください。
- (2) 申請書は、兄弟姉妹が別々の小・中学校に在学する場合は学校ごとに提出してください。

5 申請に必要な書類

- ① 申請書「様式第1-2号 準要保護児童生徒に係る就学援助費申請書」
- ② その他 下の項目に該当する場合は、書類の提出をお願いします。（コピー可）

下の項目に該当しない場合は添付書類の提出は不要ですが、市県民税の申告をしていない等の理由により、収入が確認できなかった場合は、源泉徴収票等の収入証明書類を提出していただくことがあります。

同居している方の中に、令和5年1月1日以降に静岡市に転入された方がいる場合	令和5年1月1日の住民登録地の自治体で発行される「令和4年1月1日～令和4年12月31日分の所得証明書」等の収入額及び所得額が確認できるものを提出してください。
遺族年金、障害年金を受給している場合	「額の改定通知書の写」、「支払通知書の写」など、審査対象の期間*の受給額が確認できるものを提出してください。
現在の収入状況が、審査対象の期間*の状況と大きく異なる場合	現在の収入状況が、審査対象の期間*の状況と大きく異なる等の理由で、現在の状況での審査を希望する場合は、申請日前の直近3カ月分の給与証明書または3カ月分の収入が確認できる書類を提出してください。 申請書裏面の「賞与の有無」欄にも必ずご記入ください。
無職・求職中・失業中・休職中の方	① 失業手当を受けている場合…雇用保険受給資格者票を提出してください。 ② 失業手当を受けていない場合…離職証明書を提出してください。 ③ 「①」「②」が提出できない方は、申請書裏面の「書類を提出できないことの申告」欄へご記入ください。その他、手当金の受給がある方は金額がわかるものの写しを提出してください。
別居中の配偶者がいる方	配偶者の住民登録地で発行される所得証明書等を提出してください。 (ただし、離婚調停中の場合は、調停申立書や訴状の写し等を提出してください。)
2世帯住宅等で生計を別にして同居の方がいる場合	申請者世帯及び同居人世帯名義の光熱水費請求書（同年同月のもの）等、生計が別であることを証する資料の提出が必要です。 ※上記書類の提出ができない場合は、同一生計とみなします。

*審査対象の期間 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間の収入を基に審査します。

6 その他

- (1) 就学援助申請後、就職・再婚・住宅購入等により申請内容に変更があった場合は、必ず学校へご連絡ください。状況によっては、再度申請書を提出していただく場合があります。

問い合わせ先： お子さんの通っている学校 または
静岡市教育委員会 児童生徒支援課 就学援助係 (TEL 3 5 4 - 2 5 3 2)